

## 1 登録を受けることができない者

- ① 労働安全衛生法令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者
- ② 登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ③ 法人でその業務を行う役員の中に、前2号のいずれかに該当する者があるもの

## 2 登録基準

### ① 機械設備の要件

超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器、写真濃度計

### ② 検査員の要件 (条件)

1 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(「工学関係大学等卒業者」という。)で、次のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が160時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了した者

(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

- イ 特別特定機械等の構造
- ロ 材料及び試験方法
- ハ 工作及び試験方法
- ニ 附属装置及び附属品
- ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(2) 登録製造時等検査機関が行うものであること。

2 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(「工学関係高等学校等卒業者」という。)で、1の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であって学科研修の時間が210時間以上であり、かつ、検査実習が15件以上であるものを修了した者

3 1又は2に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(検査員の数)

年間の製造時等検査の件数を800で除して得た数以上

### ③ 検査員を指揮し、業務を管理する者の要件

- 1 工学関係大学等卒業者で、10年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有する者。
- 2 工学関係高等学校等卒業者で、15年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有する者。
- 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

### ④ その他の要件

登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- 1 登録申請者が株式会社である場合、製造者等がその親会社であること。
- 2 登録申請者の役員に占める製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)の割合が2分の1を超えていること。
- 3 登録申請者(法人にあってはその代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)であること。

### 3 更新制度

有り(5年)

### 4 登録状況

①日本ボイラ協会、②ボイラ・クレーン安全協会の2法人

### 5. 検査料の例

(日本ボイラ協会)

- 1 構造検査  
伝熱面積に応じ、17,600円(5平方メートル未満)～  
81,700円(700平方メートル以上)
- 2 溶接検査  
溶接部分の長さ等に応じ、21,300円(5メートル未満)～  
61,900円(10メートル以上)

1 登録を受けることができない者

- ① 労働安全衛生法令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者
- ② 登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ③ 法人でその業務を行う役員のうち、前2号のいずれかに該当する者があるもの

2 登録基準

①機械設備の要件

超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置、鋼索用磁気探傷器

②検査員の要件  
(条件)

1 工学関係大学等卒業者で、7年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付の業務に従事した経験又は2年以上当該機械等の検査に従事した経験を有する者(短期経験者)で、次のいずれにも該当する研修(特定研修)であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了した者

(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。

- イ 当該機械の構造、工作、据付け、材料
- ロ 附属装置及び附属品
- ハ 取扱い、清掃作業及び損傷
- ニ 関係法令、強度計算方法及び検査基準

(2) 登録性能検査機関が行うものであること。

2 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であって、学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が100件以上であるものを修了した者

3 工学関係高等学校等卒業者で、10年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付の業務に従事した経験又は5年以上当該機械等の検査に従事した経験を有する者(長期経験者)で、特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検査実習が10件以上であるものを修了した者

4 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であって、学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検査実習が200件以上であるものを修了した者

5 前号各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(検査員の数)

年間の性能検査の件数を800で除して得た数以上

③検査員を指揮し、業務を管理する者の要件

- 1 工学関係大学等卒業者で、10年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 2 工学関係高等学校等卒業者で、15年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。
- 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

④その他の要件

登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- 1 登録申請者が株式会社である場合、製造者等がその親会社であること。
- 2 登録申請者の役員に占める製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)の割合が2分の1を超えていること。
- 3 登録申請者(法人にあってはその代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)であること。

3 更新制度  
有り(5年)

4 登録状況

①日本クレーン協会、②ボイラ・クレーン安全協会、③シマブンエンジニアリング(株)の3法人

5 検査料の例

(日本クレーン協会)

- 1 ジブクレーン つり上げ荷重に応じ、23,800円(5トン未満)～  
149,100円(1000トン以上)
- 2 天井クレーン つり上げ荷重に応じ、16,000円(5トン未満)～  
122,500円(1000トン以上)

1 登録を受けることができない者

- ① 労働安全衛生法令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者
- ② 登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- ③ 法人でその業務を行う役員のうち、前2号のいずれかに該当する者があるもの

2 登録基準

①機械設備の要件

超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器、写真濃度計

②検査員の要件  
(条件)

- 1 工学関係大学等卒業で、3年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付の業務に従事した経験又は1年以上当該機械等の検査に従事した経験を有する者(短期経験者)で、次のいずれにも該当する研修(特定研修)であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検定実習が20件以上であるものを修了した者
  - (1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。
    - イ 当該機械の構造、工作、据付け、材料
    - ロ 附属装置及び附属品
    - ハ 取扱い、清掃作業及び損傷
    - ニ 関係法令、強度計算方法及び検査基準
  - (2) 登録個別検定機関が行うものであること。
- 2 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であって、学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検定実習が200件以上であるものを修了した者
- 3 工学関係高等学校等卒業で、5年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付の業務に従事した経験又は3年以上当該機械等の検査に従事した経験を有する者(長期経験者)で、特定研修であって学科研修の時間が40時間以上であり、かつ、検定実習が20件以上であるものを修了した者
- 4 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であって、学科研修の時間が80時間以上であり、かつ、検定実習が400件以上であるものを修了した者

5 前号各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(検査員の数)

年間の個別検定の件数を2400で除して得た数以上

③検査員を指揮し、業務を管理する者の要件

- 1 工学関係大学等卒業で、10年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
- 2 工学関係高等学校等卒業で、15年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。
- 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

④その他の要件

登録申請者が、個別検定の対象の機械等を製造し、若しくは輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- 1 登録申請者が株式会社である場合、製造者等がその親会社であること。
- 2 登録申請者の役員に占める製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)の割合が2分の1を超えていること。
- 3 登録申請者(法人にあつてはその代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)であること。

3 更新制度  
有り(5年)

4 登録状況

- ①日本ボイラ協会、②ボイラ・クレーン安全協会、③HSBジャパン(株)
- ④NKSJリスクマネジメント(株)の4法人

5 検定料の例

(日本ボイラ協会)

内容積に応じ、4,900円(0.1立方メートル未満)～  
111,300円(1000立方メートル以上)

登録事業の概要④(型式検定:例 プレス機械等の安全装置)

**1 登録を受けることができない者**

- ① 労働安全衛生法令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しない者
- ② 登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ③ 法人でその業務を行う役員の中に、前2号のいずれかに該当する者があるもの

**2 登録基準**

①機械設備の要件  
 作動試験用機械、硬さ試験機、オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置

②検査員の要件  
 (条件)

- 1 工学関係大学等卒業者で、2年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査に従事した経験を有する者
- 2 工学関係高等学校等卒業者で、5年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査に従事した経験を有する者
- 3 1号又は2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

(検査員の数)  
 事業所ごとに2人以上

③検査員を指揮し、業務を管理する者の要件

- 1 工学関係大学等卒業者で、10年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有する者
- 2 工学関係高等学校等卒業者で、15年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有する者
- 3 前2号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

④その他の要件  
 登録申請者が、型式検定の対象の機械等を製造し、若しくは輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- 1 登録申請者が株式会社である場合、製造者等がその親会社であること。
- 2 登録申請者の役員に占める製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)の割合が2分の1を超えていること。
- 3 登録申請者(法人にあってはその代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員(過去2年間も含む。)であること。

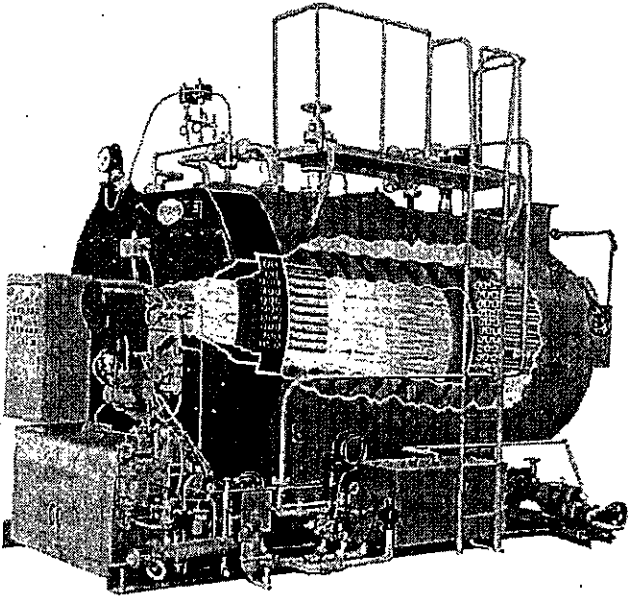
**3 更新制度**  
 有り(5年)

**4 登録状況**  
 産業安全技術協会の1法人

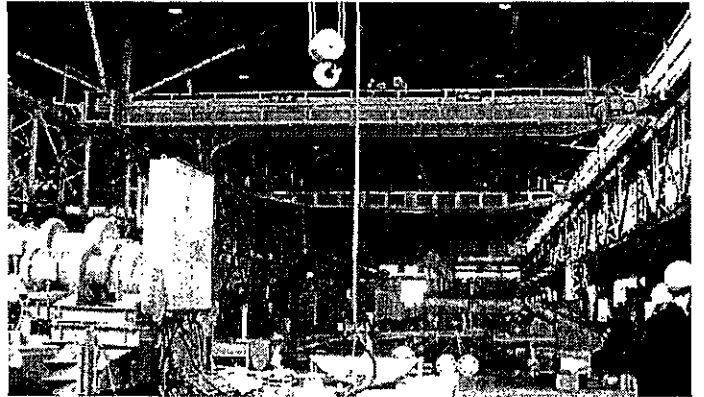
**5 検定手数料の例**  
 (産業安全技術協会)

1 両手操作式、手払い式、手引き式又はガード式	124,000円
2 1以外又は1の中で制御機能を有するもの	232,000円

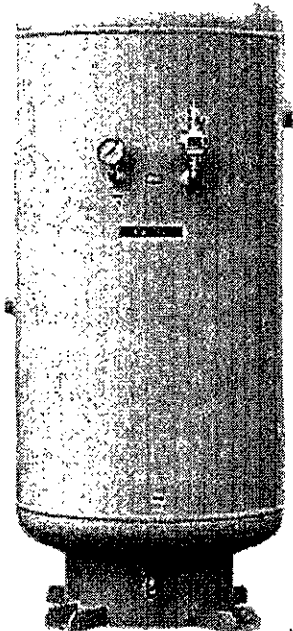
検査・検定対象機械の例



ボイラー  
(炉筒煙管ボイラー)



クレーン  
(天井クレーン)



第二種圧力容器  
(エアタンク)



プレス等の安全装置  
(光線式安全装置を動力プレスに設置)

## 登録事業の概要⑤(粉じん計の校正)

資料17-⑤

### 《登録機関が行う校正事業の概要》

#### 1 校正事業の概要

粉じん障害防止規則第26条第3項において、作業環境管理の良好な一定の作業場の粉じん濃度の測定について労働基準監督署長による特例許可を受けた場合には、定期に精度を校正された測定機器(デジタル粉じん計)による簡易な測定が可能となっている。

この校正は、法令に基づく一定の要件を備えた「登録校正機関」が行うこととしている。

#### 2 校正事業の必要性

デジタル粉じん計は、簡易な測定が行えるものの、機器内に粉じんを吸引して計測する仕組みであるため、定期的に一定の登録要件に適合した者による校正を行うことにより、機器の精度を確保することが必要である。

### 《登録機関制度について》

#### 1 指定制度から登録制度への移行

本事業は、指定制度として日本作業環境測定協会が指定法人として事業を行っていたが、平成21年9月に登録機関制度に移行した。

#### 2 登録機関制度の仕組み

「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」に登録基準が規定されており、登録申請した者が当該基準に適合しているときは、行政の裁量がない形で登録がなされる。

#### 3 登録の状況

現在、日本作業環境測定機関のみ登録(平成21年9月)されている。

### 《校正事業の実施状況》

#### 1 校正事業の実績

H22:2,516台、H21:2,565台、H20:2,469台

#### 2 校正手数料(平成23年度)

校正料金:20,000円 ※日測協の業務規程に規定。

### 《登録校正機関の登録基準》

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の4(登録基準)

厚生労働大臣は、第19条の24の2の16の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 次に掲げる校正を行うために必要な機械器具を有し、これを用いて校正を行うものであること。  
(例えば、「直線性の試験において必要な技術的条件を満たすことのできる粒子を発生する装置」など)
- 二 実施管理者として、作業環境測定法施行規則別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士が置かれること。
- 三 校正員が次のいずれかに該当する者であること。  
(例えば、作業環境測定士など)

### 《デジタル粉じん計とは》

採気口から吸引した空気を、機器内で光を当て、その反射の強さを数値化し、液晶画面に表示する。

図では、機器上面に採気口と液晶画面がある。

